

防衛医科大学校達第2号

自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）第91条の規定に基づき、防衛医科大学校の礼式に関する達を次のように定める。

昭和63年4月1日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

防衛医科大学校の礼式に関する達

改正 平成8年10月1日達第10号
平成13年5月16日達第12号
平成17年7月1日達第7号
平成19年1月9日達第1号
平成19年3月28日達第4号
平成23年12月27日達第5号
平成25年5月16日達第5号
平成26年4月1日達第9号
平成26年8月1日達第18号
平成27年9月28日達第10号
平成28年3月31日達第9号
令和3年3月31日達第3号

目次

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 敬礼

第1節 通則（第9条－第12条）

第2節 各個の敬礼

第1款 通則（第13条－第28条）

第2款 着帽時の敬礼（第29条－第33条）

第3款 脱帽時の敬礼（第34条－第38条）

第3節 隊の敬礼

第1款 通則（第39条－第49条）

第2款 教育訓練中等の敬礼（第50条・第51条）

第4節 旗の敬礼（第52条・第53条）

第3章 儀式等

第1節 通則（第54条－第59条）

第2節 入校式及び卒業式・修了式（第60条）

第3節 表彰式（第61条）

第4節 祝賀式（第62条）

第5節 葬送式（第63条—第68条）

第6節 追悼式（第69条）

第7節 着任式及び離任式（第70条—第72条）

第8節 解剖体慰霊祭（第73条）

第9節 動物慰霊祭（第74条）

第4章 荣誉礼（第75条—第78条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の礼式に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この達の規定は、礼式の目的及び意義に従って解釈し、実施しなければならない。

（用語の意義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）学生 大学校の医学科の学生及び看護学科の自衛官候補看護学生をいう。

（2）受礼者 この達により礼式を受けるべき者をいう。

（3）皇族等 第13条第1項第3号及び第5号に掲げる者をいう。

（4）幹部 自衛官等職員 第13条第1項第10号から第15号までに掲げる者をいう。

（5）隊 指揮者のいる2人以上の学生の集団をいう。

（6）職員 大学校に勤務する職員をいう。

（7）屋内 建物内の室、道場、作業場、ロビー、廊下及び売店等をいう。ただし、体育館及び車庫等の内部は屋外とみなす。

（8）室内 屋内のうち、学校長室、副校長室、部課長等の室、病院長室、副院長室、図書館長室、防衛医学研究センター長室、教官室、事務室、講堂、会議室、教室、集会室、談話室、居室、病院内各室及び食堂等の内部並びに天幕内をいう。

（9）助教 教官の補助として学生の教育訓練に従事する職員（大学校以外の職員を含む。）をいう。

（天皇等に対する礼式）

第3条 天皇、皇族、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、国务大臣その他大学校長の定めるものに対する礼式は、この達に定めるところによるほか、学校長が別に定めるところによる。

（外国の元首等に対する礼式）

第4条 外国の元首、王族、高官、陸・海・空軍の将校、軍艦、国旗、軍艦旗、国歌その他学校長の定めるものに対する礼式は、この達に定めるところによるほか、学校長が別に定めるところによる。

(職について定められた礼式)

第5条 この達中、職について定められている礼式は、その職の職務代理をしている者に対しても行うものとする。ただし、荣誉礼及び儀じょうについては、この限りでない。

(陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊における礼式)

第6条 学生は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等において訓練実習等を行い若しくは訪問及び見学等を行う場合は、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の礼式に従うものとする。

(礼式の辞退)

第7条 受礼者は、礼式の一部又は全部を辞退することができる。

(定めのない場合)

第8条 この達に定めのない礼儀については、礼式の本旨にかんがみ、礼を失しないようにするものとする。

第2章 敬礼

第1節 通則

(敬礼の種類)

第9条 敬礼は、各個の敬礼、隊の敬礼及び旗の敬礼とする。

- 2 各個の敬礼とは、学生が各個に行う敬礼をいう。
- 3 隊の敬礼とは、隊が行う敬礼をいう。
- 4 旗の敬礼とは、旗が行う敬礼をいう。

(敬礼の一般要領)

第10条 敬礼は、受礼者その他敬礼を受けるべきものを明らかに認めうる距離において、相手に注目して行うのを例とする。

- 2 敬礼を行う者は、受礼者の答礼の終わるのを待って旧姿勢に復するのを例とする。

(答礼)

第11条 敬礼を受けたものは、答礼を行うものとする。

(敬礼動作)

第12条 敬礼動作は、別に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 挙手の敬礼 右手を挙げ、手のひらを左下方に向け、人差し指を帽子のひさしの右斜め前部に当てて行う。
- (2) 10度の敬礼 頭を正しく上体の方向に保ったまま、体の上部を約10度前に傾けて行う。

- (3) 45度の敬礼 頭を正しく上体の方向に保ったまま、体の上部を約45度前に傾けて行う。
- (4) 頭右(左、中)の敬礼 頭を受礼者に向けて行う。ただし、頭を向ける角度は、約45度を限度とする。
- (5) 姿勢を正す敬礼 気を付けの姿勢をとって行う。

第2節 各個の敬礼

第1款 通則

(各個の敬礼を行うべき場合)

第13条 学生は、次の各号に掲げる者に対して敬礼を行うものとする。

- (1) 天皇
- (2) 皇后、皇太子(大学校を公式に訪問する場合その他学校長が定める場合)
- (3) 皇族(皇后及び皇太子を除く。大学校を公式に訪問する場合又は防衛大臣が公式に招待する場合)
- (4) 内閣総理大臣
- (5) 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び国務大臣(大学校を公式に訪問する場合又は防衛大臣が公式に招待する場合)
- (6) 防衛大臣(以下「大臣」という。)
- (7) 防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛事務次官(以下「防衛副大臣等」という。)
- (8) 統合幕僚長(以下「統幕長」という。)
- (9) 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)
- (10) 防衛医科大学校長(以下「学校長」という。)
- (11) 防衛医科大学副校長(以下「副校長」という。)
- (12) 幹部自衛官及び准尉
- (13) 大学校の教官(大学校以外の講師を含む。以下同じ。)並びに大学校の係長(相当職を含む。)以上の事務官及び技官

(4) 助教

2 学生は、次の各号に掲げる者に対して敬礼を行うのを例とする。

- (1) 防衛審議官、官房長等(官房長及び局長をいう。以下同じ。)、防衛大学校長、防衛研究所長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官
- (2) 校内における外国の元首、高官及び将校(ただし、第4条により別に定める場合を除く。)

(学生相互の敬礼)

第14条 学生は、上級学年の学生に対して敬礼を行うものとする。

2 同級学年の学生は、相互に敬礼を行うのを例とする。

- 3 学生は、勤務学生が学生隊を指揮している場合においては、その指揮系統に従い勤務学生に対して敬礼を行うものとする。

(その他各個の敬礼を行う場合)

第15条 学生は、同時に2人以上の者に対して敬礼を行うべき場合は、そのうちの最上級者に対して敬礼を行うのを例とする。ただし、最上級者を判別し得ないときは、その最右翼の者に注目して敬礼を行うのを例とする。

- 2 学生は、幹部自衛官等職員に対し報告し又は書類等を差し出し若しくは受け取る場合等においては、その前後に敬礼を行うものとする。
- 3 学生は、敬礼を行うべき者が隊を指揮している場合においては、その隊に対して敬礼するものとし、その者に対する敬礼をもって、その隊に対する敬礼とする。
- 4 学生は、校門を出入する場合においては、立直中の警備員に対して敬礼を行うのを例とする。
- 5 学生は、国旗又は自衛艦旗（外国の国旗又は軍艦旗を含む。以下「国旗等」という。）が大学校その他の自衛隊の施設若しくは儀式の式場等において掲揚され若しくは降下される場合又は隊の捧持する国旗等がそばを通過する場合は、これに対して敬礼を行うものとする。また外国の艦船に出入する場合は、当該艦船に掲揚された軍艦旗に対して敬礼を行うものとする。
- 6 学生は、国歌（外国の国歌を含む。以下同じ。）が大学校その他の自衛隊の施設又は儀式の式場等において公式に奏楽される場合は、国歌に対して敬礼を行うものとする。
- 7 学生は、隊員のひつぎ（遺骨を含む。以下同じ。）に対して敬礼を行うものとする。また、大学校内における隊員以外のひつぎに対しても敬礼を行うのを例とする。
- 8 学生は、栄誉礼が行われている場所に所在している場合は、栄誉礼実施間、栄誉礼の受礼者に対して敬礼を行うものとする。

(敬礼の省略)

第16条 学生は、受礼者である自衛官が制服を着用していない場合及び相手が自衛官以外の者であって受礼者であるかどうか確認できない場合は、敬礼を省略することができる。

- 2 学生は、映画館、劇場、飲食店、売店、船車等その他の場所で公衆が雑踏し敬礼を行うことが困難な場合は、敬礼を省略することができる。
- 3 学生は、食堂又は売店で喫食している場合は、敬礼を省略することができる。
- 4 学生は、特に定める場合を除き、体育及び文化活動に従事している場合は、敬礼を省略することができる。

(敬礼を行わない場合)

第17条 学生は、次の各号に掲げる場合は、敬礼を行わないものとする。

- (1) 幹部自衛官等職員に随従している場合において、当該幹部自衛官等職員が敬礼を受けるべきとき。
 - (2) 教室で講義を受けているとき、又は病院で現に実習しているとき。
 - (3) 自習時間中に自習をしているとき、又は図書館で閲覧しているとき。
 - (4) 教官又は学生の指揮のもとで訓練、作業に従事しているとき。
- 2 学生は、前条及び前項の規定にかかわらず、受礼者から話しかけられた場合は、姿勢を正して応答するのを例とする。
- (歩行中及び駆け足中等の敬礼)

第18条 学生は、歩行中は歩行のまま敬礼を行う。

- 2 学生は、駆け足中は、歩行に移った後敬礼を行う。ただし、至急の用務を帯びているときは、その旨を断り、駆け足のまま敬礼を行うことができる。
 - 3 学生は、前2項の規定にかかわらず、天皇、国旗等、国歌及び隊員のひつぎ（大学校内における隊員以外のひつぎを含む。以下同じ。）に対しては、停止して敬礼を行う。
- (乗車等中の敬礼)

第19条 学生は、船車等に乗っているときは、乗座のまま姿勢を正す敬礼を行うことができる。

- 2 学生は、前項の規定にかかわらず、自衛隊の車両に乗車している場合は、天皇、国旗等、国歌及び隊員のひつぎに対しては、停止中又は行進中を問わず下車して敬礼を行う。ただし、下車又は停止することが適当でない場合は、前項に準じて敬礼を行うものとする。
- (屋内の敬礼)

第20条 屋内における敬礼の方法は、室内にいる場合を除き、屋外における敬礼に準じて行うものとする。

(室内の敬礼)

第21条 学生は、室内においては、脱帽して敬礼を行う。

(幹部自衛官等職員の室に出入する場合の敬礼)

第22条 学生は、幹部自衛官等職員の室に入るときは、通常ノックして許可を得て室内に入り、在室の最上級者に対して敬礼した後用務のある相手のところに進み、その約2歩前で再びこれに敬礼して用務を述べるものとする。ただし、事務室等においては、ノックを省略するのを例とする。

- 2 その室を去る場合の敬礼は、前項に準ずる。

(賞状等を受ける場合の敬礼)

第23条 学生は、賞状等を受けるときは、屋外においては通常約6歩、屋内においては通常約3歩のところにおいて停止して敬礼を行った後適宜前進し、約1歩前に停止

して右手をもって受け、左手をそえて一瞥し、終わって左手に移し、適宜後退して元の位置に復し、再び敬礼して退去する。

- 2 学生は、室内において帽子を持っている場合は、敬礼した後、帽子を左わきにはさみ、前項の要領で受けて元の位置に復した後、帽子を右手に移して敬礼を行うものとする。

(受礼者が居室等に入ってきた場合の敬礼)

第24条 学生は、次の各号に掲げる者が学生の居室に入ってきた場合は、最初に認めたものは、「敬礼」と呼び、在室者は起立して各個の敬礼を行うものとする。その居室を去る場合も同様とする。ただし、直接応答する者を除き、敬礼した後着席し又は各自の動作を続けることができる。

(1) 第13条第1項第1号から第12号までに掲げる者

(2) 学生部長

(3) 主任訓練教官

- 2 前項各号に掲げる者が居室に入ってきた場合に就寝者（一般に就寝時間中の者又は時間外就寝を許可されている者）がいるときは、「敬礼」と呼ぶことなく離床している者だけが各個の敬礼を行う。

- 3 第1項各号に掲げる者以外の受礼者が居室に入ってきた場合は、話しかけられた者だけが姿勢を正すものとする。

- 4 図書館において第1項第1号に掲げる者を認めた場合は、閲覧中を除き、これを認めた者だけが各個の敬礼を行う。

(受礼者が事務室に入ってきた場合の敬礼)

第25条 前条第1項に掲げる者が、前条に規定する居室等以外の事務室、作業場その他の室（以下この条において「事務室等」という。）に入ってきた場合の敬礼は、前条第1項に準ずる。

- 2 前条第1項に掲げる者以外の受礼者が事務室等に入ってきた場合は、話しかけられた者だけが姿勢を正すものとする。

(講演、訓話等を受ける場合の敬礼)

第26条 学生は、指揮者なしに講演、訓話等を受ける場合は、その前後に教官、講師等に対して司会者等の合図等により一斉に各個の敬礼を行う。

(集団時の敬礼)

第27条 学生は、隊をなすことなく集団又は同行している場合に敬礼を行うときは、最初にこれを認めた者が「敬礼」と呼び注意を喚起し、各個の敬礼を行うものとする。

(着席中話しかけられた場合の敬礼)

第28条 学生は、着席中起立している上級者等から話しかけられた場合は、船車等にある場合その他この達で別に定めるもののほか起立して応答するのを例とする。

第2款 着帽時の敬礼

(着帽時の敬礼の方式)

第29条 学生は、着帽している場合は、次条から第33条までに定めるところに従い、挙手の敬礼又は姿勢を正す敬礼を行う。ただし、挙手の敬礼を行うべき場合において両手に物を持っているとき、その他右手を挙げるができないときは、10度の敬礼を行う。

(天皇に対する敬礼)

第30条 学生は、天皇に対しては、挙手の敬礼を行う。

(国歌に対する敬礼)

第31条 学生は、国歌に対しては、姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(国旗等又は隊員のひつぎに対する敬礼)

第32条 学生は、国旗等又は隊員のひつぎに対しては、挙手の敬礼を行う。

(その他のものに対する敬礼)

第33条 学生は、前3条に定めるもの以外のものに対しては、挙手の敬礼を行う。

第3款 脱帽時の敬礼

(脱帽時における敬礼の方式)

第34条 学生は、脱帽している場合は、次条から第38条までに定めるところに従い、姿勢を正す敬礼、45度の敬礼又は10度の敬礼を行う。

(天皇に対する敬礼)

第35条 学生は、天皇に対しては、45度の敬礼を行う。

(国旗等又は国歌に対する敬礼)

第36条 学生は、国旗等又は国歌に対しては、姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国歌に対しては、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(隊員のひつぎに対する敬礼)

第37条 学生は、隊員のひつぎに対しては、45度の敬礼を行う。

(その他のものに対する敬礼)

第38条 学生は、前3条に定めるもの以外のものに対しては、10度の敬礼を行う。

第3節 隊の敬礼

第1款 通則

(隊の敬礼を行うべき場合)

第39条 隊は、その指揮者が第13条の規定により敬礼を行うべき場合に敬礼を行うものとする。

(隊の敬礼の方式)

第40条 隊の敬礼は、姿勢を正す敬礼、挙手の敬礼、45度の敬礼、頭右(左、中)の敬礼又は指揮者のみの敬礼とする。

2 隊の敬礼は、指揮者のみの敬礼の場合を除き、指揮者の号令により行う。

3 指揮者のみの敬礼は、指揮者のみが第33条又は第38条の規定に準じて敬礼を行う。

(天皇に対する敬礼)

第41条 隊は、天皇に対しては、停止して、着帽している場合は挙手の敬礼を、脱帽している場合は、45度の敬礼を行う。

(国歌に対する敬礼)

第42条 隊は、国歌に対しては、停止して、姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(国旗等に対する敬礼)

第43条 隊は、国旗等に対しては、停止して、着帽している場合は挙手の敬礼を、脱帽している場合は姿勢を正す敬礼を行う。

(隊員のひつぎに対する敬礼)

第44条 隊は、隊員のひつぎに対しては、停止して、着帽している場合は挙手の敬礼を、脱帽している場合は、45度の敬礼を行う。

(皇后、皇太子、皇族等及び内閣総理大臣等に対する敬礼)

第45条 隊は、次の各号に掲げる者に対しては、着帽している場合は、次項及び第3項に定めるところに従い敬礼を行う。

(1) 第13条第1項第2号から第12号までに掲げる者

(2) 学生部長

(3) 定期訓練における訓練隊指揮官

2 隊が道足又は駆け足で行進している場合は、号令により歩調を整えた後、その他の場合は号令により隊列又は隊員の姿勢を正した後、頭右(左、中)の敬礼を行う。

3 隊は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、隊が道足又は駆け足で行進しているときは歩調を整えた後、その他のときは隊列若しくは隊員の姿勢を正した後、通常指揮者のみの敬礼を行う。

(1) 隊伍を組んでいない場合

(2) 大学校その他自衛隊の施設外にいる場合

(3) 脱帽している場合

(その他の者に対する敬礼)

第46条 隊は、前5条に定めるもの以外のものに対しては、次の各号に定めるところに従い敬礼を行う。

(1) 防衛審議官、官房長等、防衛大学校長、防衛研究所長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長、防衛装備庁長官及び将又は将補に対しては、隊が道足又は駆け足で行進している場合には号令により歩調を整えた後、その他の場合は号令により隊列若しくは隊員の姿勢を正した後、指揮者のみの敬礼を行う。

(2) 前号に定める者以外のものに対しては、隊が道足又は駆け足で行進している場合は、道足又は駆け足のまま、その他の場合は隊列若しくは隊員の姿勢を正すことなく、指揮者のみの敬礼を行う。

(乗車した隊の敬礼)

第47条 乗車した隊が停止中に天皇、国旗等、国歌又は隊員のひつぎに対して敬礼を行う場合は下車して敬礼を行う。ただし、下車することが適当でない場合は、乗車した隊員の姿勢を正して指揮者のみの敬礼を行うことができる。

2 前項の隊は、第45条第1項各号に掲げる者及び第46条第1号に掲げる者に対しては、下車することなく乗車した隊員の姿勢を正した後、指揮者のみの敬礼を行う。その他の敬礼を行うべきものに対しては、下車することなく指揮者のみの敬礼を行う。

3 乗車した隊が行進中に天皇、国旗等、国歌又は隊員のひつぎに対して敬礼を行う場合は、通常停車して、第1項に準じて敬礼を行う。その他の敬礼を行うべきものに対しては、指揮者のみの敬礼を行う。

(敬礼する隊の単位)

第48条 隊の敬礼は、次の各号に掲げる隊ごとに行うのを例とする。

(1) 分隊(分隊に満たない人数の隊を含む。)、班、区隊又はこれに準ずる隊ごとに独立して停止し、又は行進しているときは各隊ごとに行う。

(2) 隊は、車両で行進している場合は、通常車両ごとに敬礼を行う。

(隊の敬礼の省略及び敬礼を行わない場合)

第49条 第16条及び第17条の規定は、隊の敬礼についてもこれを準用する。

第2款 教育訓練中等の敬礼

(訓練中等の敬礼)

第50条 隊が訓練又は作業等に従事している場合は、天皇又は第45条第1項の各号に規定する者に対しては、通常統裁官又は指揮官(教官及び学生の指揮者を含む。)のみが指揮者のみの敬礼を行う。この場合、その状況を報告するのを例とする。

(教官に対する敬礼)

第51条 教官が体育又は訓練の場所(屋内及び屋外を含む。)に来場したときは、その開始又は終了に当たり、指揮者は「気をつけ」を令し、教官が定位置についたとき指揮者のみの敬礼を行う。

2 教官が教室に来場したとき、指揮者は、「気をつけ」を令し、教官が定位置についたとき「敬礼」を令して全員同時に各個の敬礼を行うものとする。教官が退場するときもこれに準ずる。

第4節 旗の敬礼

(校旗等の敬礼)

第52条 防衛医科大学校校旗は、学生隊が敬礼を行う場合は学生隊学生長が指揮者のみの敬礼を行う場合を除き、学生隊学生長と同時に敬礼を行うものとする。

2 学生隊等の所在を示す旗は、前項に準じて敬礼を行う。

(旗の敬礼の方法)

第53条 旗の敬礼は、隊が姿勢を正す敬礼を行う場合は姿勢を正してそのまま捧持し、その他の敬礼を行う場合は、右手で旗ざおを垂直に上げ、同時に左手で右脇のところで旗ざおを握り、次に旗ざおを水平に前方に倒して行う。ただし、捧持用バンドを使用している旗は右手を伸ばし、旗ざおを水平に前方に倒して行う。

第3章 儀式等

第1節 通則

(儀式の種類)

第54条 大学校の儀式は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入校式
- (2) 卒業式・修了式
- (3) 表彰式
- (4) 祝賀式
- (5) 葬送式
- (6) 追悼式
- (7) 着任式
- (8) 離任式

(儀式に準ずるものの種類)

第55条 次の各号に掲げるものは、大学校の儀式に準ずるものとする。

- (1) 解剖体慰霊祭
- (2) 動物慰霊祭

(儀式の執行)

第56条 儀式は、2以上の儀式をあわせて執行することができる。

2 儀式の執行者は、通常学校長又は学校長の定める者とする。

(儀式における国旗の使用)

第57条 儀式は、通常国旗のもとで執行するものとする。この場合一つの式場には2旗以上の国旗を用いないものとする。

2 式場にあらかじめ国旗が掲揚されていないときは、通常儀式の開始後国旗を掲揚し、儀式の終了に先だちこれを降下する。この場合「君が代」を1回奏樂するものとし、参列する学生は、挙手の敬礼（脱帽しているときは、姿勢を正す敬礼）を行う。
（儀式の開始及び終了）

第58条 儀式の執行に当たっては、葬送式及び追悼式を行う場合を除き、通常参列する学生の整列後、執行者及び列席する第13条第1項第1号から第9号までに掲げる者（以下この条において「列席する内閣総理大臣等」という。）に対する敬礼又は榮譽礼の後、開式の辞をもって始め、閉式の辞の後、列席する内閣総理大臣等及び執行者に対する敬礼又は榮譽礼をもって終るものとする。
（儀じょう）

第59条 儀じょうについては、儀式の執行者の定めるところによる。

第2節 入校式及び卒業式・修了式

（入校式及び卒業式・修了式を行う場合）

第60条 入校式は、学生又は医学研究科学生が入校する場合、卒業式は、学生が卒業する場合、修了式は、医学研究科学生が修了する場合に行い、その実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第3節 表彰式

（表彰式を行う場合）

第61条 表彰式は、通常、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）に定める表彰が行われる場合に行い、その実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第4節 祝賀式

（祝賀式を行う場合）

第62条 祝賀式は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 大学校創立記念日
- (2) 国民の祝日及び自衛隊記念日等であつて学校長が特に定める場合

2 祝賀式の実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第5節 葬送式

（葬送式を行う場合）

第63条 葬送式は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 大学校の職員、医学研究科学生又は学生が公務により死亡した場合
- (2) その他特に功績顕著であると大臣が認めた者が死亡した場合

（葬送式の実施要領）

第64条 葬送式においては、通常次の儀式を行うものとする。

- (1) 半旗の礼

- (2) 儀じょう
- (3) 葬儀
- (4) 隊員のひつぎの警衛
(半旗の礼)

第65条 半旗の礼は、執行者が定めるところにより行うものとする。

(葬儀)

第66条 葬儀は、執行者がその都度定める式次第をもって行うものとする。

(隊員のひつぎの警衛)

第67条 執行者は、隊員のひつぎ警衛2名を隊員のひつぎを安置してある場所及び葬儀場において隊員のひつぎ警衛の目的をもって隊員のひつぎの前方の両側に分けて位置させるものとする。

(葬送式を行うことができない場合)

第68条 第63条に該当する者が、大学校から遠隔の場所で死亡し、葬送式を行うことができない場合は、執行者がその代理者を派遣して葬儀を行わせることができる。

第6節 追悼式

(追悼式を行う場合)

第69条 追悼式は、公務により死亡した職員、医学研究科学生又は学生を追悼するため、学校長が必要と認める場合に行い、その実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第7節 着任式及び離任式

(着任式及び離任式を行う場合)

第70条 着任式は、学校長が着任する場合に、離任式は、学校長が離任する場合に行う。

(着任式の実施要領)

第71条 着任式は、通常、学校長に対する栄誉礼を行うほか、実施の細部については、執行者がその都度定めるものとする。

(離任式の実施要領)

第72条 離任式の実施要領は、着任式の場合に準ずるものとする。

第8節 解剖体慰霊祭

(解剖体慰霊祭を行う場合)

第73条 解剖体慰霊祭は、大学校の教育及び研究のために貢献された解剖体の御霊の冥福を祈るために行い、その実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第9節 動物慰霊祭

(動物慰霊祭を行う場合)

第74条 動物慰霊祭は、大学校の教育及び研究のために貢献された実験用動物の御霊の冥福を祈るために行い、その実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第4章 栄誉礼

(栄誉礼を実施する場合)

第75条 栄誉礼は、次表に掲げる区分に従い、左欄の者につき右欄の場合に行う。

1	天皇	大学校を公式に訪問する場合
2	皇后、皇太子皇族等	大学校を公式に訪問する場合又は大臣が公式に招待する場合
3	内閣総理大臣防衛大臣 防衛副大臣等 統幕長、幕僚長 国賓又はこれに準ずる賓客として接待される者及び防衛大臣が公式に招待した外国の賓客	(1) 大学校を公式に訪問し又は視察する場合 (2) 儀式(葬送式及び追悼式を除く。以下本条中同じ。)に列席する場合
4	学校長	(1) 儀式の執行者となった場合 (2) 着任し又は離任する場合
5	副校長、大学校の職員たる将又は将補	儀式の執行者となる場合
6	陸上幕僚副長海上幕僚副長 航空幕僚副長	それぞれの幕僚長の代理として (1) 大学校を公式に視察する場合 (2) 大学校の儀式に列席する場合

(2人以上の者に対して同時に栄誉礼を行う場合)

第76条 2人以上の者に対して同時に栄誉礼を行うべき場合は、最上級者に対して行うものとする。

(栄誉礼の省略)

第77条 栄誉礼は、次の各号に掲げる場合は、省略することができる。

- (1) 教育、訓練又は天候不良等のため栄誉礼を行うことが困難な場合
- (2) 夜間の場合

(栄誉礼の実施要領)

第78条 栄誉礼は、受礼者が大学校又は儀式の席上に到着したとき及びこれを離去するときに行うものとする。

- 2 栄誉礼を行うには、受礼者が栄誉礼を受ける位置に着いたとき、頭中の敬礼(着帽している指揮者は挙手の敬礼)を行い、同時に別表に定めるところに従い、国歌又は「栄誉礼冠譜」及び「祖国」を奏楽するものとする。

附 則

この達は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

附 則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第78条関係）

栄誉礼冠譜等の奏楽回数

	「国歌」	「栄誉礼冠譜」	「祖国」
天皇	1回		
皇后、皇太子 皇族等内閣総理 大臣防衛大臣防 衛副大臣等統幕 長幕僚長学校長		4回	1回
副校長、将		3回	1回
将補		2回	1回